

# 焼津市原子力災害広域避難計画



令和6年3月  
静岡県焼津市

策定・修正の記録

内容	期日	備考
策定	令和4年3月	
修正	令和6年3月	

# 目 次

第1章 総則	1	第6章 要配慮者等の避難等	24
(1) 計画の目的		(1) 病院及び有床診療所の入院患者の避難等	
(2) 発電所の概要		(2) 社会福祉施設（入所型）の入所者の避難等	25
(3) 想定する災害	2	(3) 社会福祉施設（通所施設）の利用者等の避難等（サービス提供時）	
(4) 計画の対象範囲		(4) 在宅の要配慮者の避難等	26
第2章 避難等の判断基準と実施	4	(5) 学校等の避難等	
(1) 避難等の判断基準		(6) 一時滞在者（観光客等）への対応	
(2) 屋内退避に伴う住民等の留意事項	5	(7) 外国人への配慮	
(3) 市内の屋内退避施設		第7章 今後の検討課題	27
(4) 避難単位		(1) 今後、避難計画へ反映していく課題	
(5) O I Lに基づく避難等に伴う住民等の留意事項	7	(2) 関連する計画、マニュアル等に関する課題	
(6) 感染症流行下での防護措置		(別図1) 浜岡地域原子力災害広域避難計画と関係法令、県防災計画、関係マニュアル等との関係	28
(7) 避難等の実施体制		(別図2) 避難等の実施に係る関係機関の役割と情報の流れ	29
(8) 避難等に係る広報	8	(参考1) 原子力災害対策指針における防護措置（避難等を含む）実施のフロー例	30
第3章 避難先	9	(参考2) 原子力災害対策指針における避難、一時移転、屋内退避の考え方	31
(1) 避難先確保の方針		用語解説	32
(2) 自治会毎の避難先			
(3) 避難先確認の手順	16		
第4章 避難手段	17		
(1) 主な避難手段			
(2) 避難手段の確保			
第5章 避難経路	17		
(1) 主な避難経路			
(2) 一時集合場所			
(3) 避難退域時検査及び簡易除染	20		
(4) 避難経由所	21		
(5) 避難中継所			
(6) 避難所	22		
(7) 安定ヨウ素剤の配布・服用			
(8) 避難先までの流れ	23		

# 第1章 総則

## (1) 計画の目的

本計画は、焼津市地域防災計画（原子力災害対策編）（以下「市防災計画」という。）「第2章第7節」に基づき、中部電力株式会社（以下「原子力事業者」という。）浜岡原子力発電所（以下「発電所」という。）における原子力災害に備えるため、焼津市（以下「市」という。）の住民及び通勤・通学者など当該区域に存在するすべての人（以下「住民等」という。）の避難、一時移転及び屋内退避（以下「避難等」という。）の判断基準、避難先、避難経路、避難手段等について定めることにより、

- ・平時から原子力防災体制の充実、強化を進めること
- ・原子力災害発生時に、住民等の避難等を迅速、確実に実施すること
- ・住民等の被ばくを可能な限り低減し、安全を確保すること

を目的とする。

また、本計画は、静岡県（以下「県」という。）が作成した「浜岡地域原子力災害広域避難計画」（以下「県計画」という。）や国の定める原子力災害に関する法令、指針、計画、マニュアル等と整合を図り作成するものである。関係する法令等は別図1「浜岡地域原子力災害広域避難計画と関係法令、県防災計画、関係マニュアル等との関係」のとおりである。

なお、市が地震・津波などの災害によって被災している場合は、その被災状況に応じて、本計画を柔軟に運用して対応する。

## (2) 発電所の概要

- ・所在地：静岡県御前崎市佐倉 5561
- ・現況：表1のとおり

表1 浜岡原子力発電所の現況（令和5年4月1日現在）

区 分	1号機	2号機	3号機	4号機	5号機	計
運 転 状 況	廃止措置中		定期検査中 (平成22年 11月29日～)	定期検査中 (平成24年 1月25日～)	定期検査中 (平成24年 3月22日～)	
定格電気出力 (万kw)	54	84	110	113.7	138	
営 業 運 転 開 始 日	昭和51年 3月17日	昭和53年 11月29日	昭和62年 8月28日	平成5年 9月3日	平成17年 1月18日	
使用済燃料プー ル貯蔵容量(体)	廃止措置による —		3,134	3,120	3,696	9,950
使用済燃料 保管体数(体)※	0	0	2,060 (764)	1,977 (764)	2,505 (872)	6,542 (2,400)
運 転 終 了 日	平成21年1月30日					

※ 各号機の使用済燃料プールでの保管体数。括弧内は使用途中の燃料体数（外数）。  
合計8,942体（うち使用済み6,542体）。1体とは燃料集合体の数であり1体の燃料集合体には60～74本の燃料棒が含まれる。

### (3) 想定する災害

本計画で想定する原子力災害は、静岡県地域防災計画原子力災害対策編（以下、「県防災計画」という。）と同じく、発電所の重大事故に因る放射性物質及び放射線の放出又はそのおそれのある事態を想定するものとし、南海トラフ地震等との複合災害も考慮するものとする。

### (4) 計画の対象範囲

市は、市防災計画において、「市全域」を原子力災害対策重点区域<sup>※1</sup>の「緊急防護措置を準備する区域（UPZ）」としている。従って、本計画の対象区域は、市全域とする。

#### ※1原子力災害対策重点区域

原子力災害が発生した場合に備えて、その影響の及び可能性がある区域を定めた上で、あらかじめ重点的に原子力災害に特有な対策を講じておく区域は表2及び図1のとおりである。

表2 浜岡原子力発電所周辺地域の原子力災害対策重点区域

区域の種類	区域の範囲
ピーエーゼット P A Z (予防的防護措置を準備する区域) ・発電所から概ね半径5Kmの区域	御前崎市の全域 牧之原市の一部
ユーピーゼット U P Z (緊急防護措置を準備する区域) ・発電所から概ね半径5km～31kmの区域	牧之原市のP A Zの範囲を除く全域 菊川市の全域、掛川市の全域 吉田町の全域、袋井市の全域 焼津市の全域、藤枝市の一部 島田市の一部、森町の一部 磐田市の一部



図1 発電所からの距離

参考として、表3に発電所からの距離別・市町別人口を示す。

表3 距離別・市町別人口（令和5年4月1日現在）

市町名	PAZ 圏内	PAZ + UPZ 圏内			11市町総人口
	概ね 0~5km	概ね 0~10km	概ね 0~20km	概ね 0~31km	
御前崎市	30,547	30,547	30,547	30,547	30,547
牧之原市	11,977	15,834	43,238	43,238	43,238
掛川市	—	8,914	53,885	115,589	115,589
菊川市	—	8,602	47,582	47,582	47,582
吉田町	—	—	27,797	29,217	29,382
袋井市	—	—	5,874	88,278	88,278
島田市	—	—	5,368	91,598	96,130
磐田市	—	—	—	123,574	167,375
焼津市	—	—	—	136,623	136,623
藤枝市	—	—	—	107,824	141,857
森町	—	—	—	3,308	17,340
合計	42,524	63,897	214,291	817,378	913,941

## 第2章 避難等の判断基準と実施

### (1) 避難等の判断基準

避難等の防護措置（住民等への放射線影響を最小限に抑えるための措置）は、原子力災害対策指針（原子力規制委員会、令和2年10月28日一部改正）に基づき、発電所の状況や放射線測定値等により国が判断し、国、県、原子力事業者等と連携し実施する。

避難等の判断基準と焼津市の配備体制は表4のとおりである。

表4 避難等（避難、一時移転、屋内退避）の判断基準と内容

判断基準		避難等の内容	
		UPZ（焼津市全域）	PAZ（参考） （発電所から概ね半径5kmの区域）
EAL※1に基づく防護措置	警戒事態 例)御前崎市において震度6弱以上の地震	—	・施設敷地緊急事態要避難者※4の避難準備
	施設敷地緊急事態 （特定事象通報時（原災法※3 10条）） 例)全交流電源喪失	・住民等の屋内退避準備 ・一時集合場所の開設	・施設敷地緊急事態要避難者の避難実施 ・住民等（施設敷地緊急事態要避難者を除く）の避難準備
	全面緊急事態 （原子力緊急事態宣言発令時（原災法15条）） 例)原子炉を冷却する全ての機能喪失	・住民等の屋内退避実施 ・住民等の避難等の準備 ・安定ヨウ素剤の服用準備	・住民等（施設敷地緊急事態要避難者を除く）の避難実施
OIL※2に基づく防護措置	OIL1 500 $\mu$ Sv/h 超過 （地上1mで計測した場合の空間放射線量率（1時間値）※5）	基準に該当した区域の住民等の避難（数時間以内を目途に区域を特定し、速やかに（1日を目安）避難を実施）	—
	OIL2 20 $\mu$ Sv/h 超過 （地上1mで計測した場合の空間放射線量率（1時間値）※5）	基準に該当した区域の住民等の一時移転（1日以内を目途に区域を特定し、1週間程度内に一時移転を実施）	—

（注）（参考1）原子力災害対策指針における防護措置（避難等を含む）実施フロー例  
（参考2）原子力災害対策指針における避難、一時移転、屋内退避の考え方

※1 EAL（Emergency Action Level）：原子力施設の状態等に基づく緊急時活動レベル

※2 OIL（Operational Intervention Level）：空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の計測可能な値で表される運用上の介入レベル

※3 原災法：原子力災害対策特別措置法

※4 施設敷地緊急事態要避難者：要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児等）及び安定ヨウ素剤の服用が不適

切な者等

※5 O I L 1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 1の基準値を超えた場合、O I L 2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えたときから起算して概ね1日超過のまま推移した場合に、防護措置の実施が必要であると判断される。

## （2）屋内退避に伴う住民等の留意事項

全面緊急事態において、国からの指示に基づいて屋内退避を実施する。

屋内退避における留意点は下記のとおりである。

- ・住民等は、原則として自宅などの屋内にとどまる。
- ・帰宅、退避後は、顔や手を洗い、うがいを行う。
- ・全ての窓やドア等を閉め、換気扇を止めて外気を遮断する。
- ・外気の流入する箇所を離れ、屋内の中央にとどまる。
- ・テレビ、ラジオ、メール、インターネット、防災行政無線等による指示又は情報に留意する。

## （3）市内の屋内退避施設

大規模地震等の複合災害にて、自宅等が被災したことにより、屋内退避が困難な場合は、屋内退避が可能な避難所等の施設で、国からの指示に基づいて屋内退避を実施する。

## （4）避難単位

国が、O I Lに基づき、避難等を実施する範囲を迅速に決定し、県及び市が住民等の円滑な避難等を実施するため、避難単位を表5及び図2のとおり定める。

表5 避難単位

避難単位	自治会
1	相川自治会、西島自治会、上泉自治会、下江留自治会、上新田自治会、つつじ平自治会
2	中島自治会、飯淵自治会、利右衛門自治会、吉永自治会、高新田自治会
3	宗高自治会、上小杉自治会、藤守自治会、下小杉自治会
4	大富第18自治会、大富第19自治会、大富第20自治会
5	和田第21自治会、和田第22自治会、港第23自治会
6	焼津第1自治会、焼津第2自治会、豊田第8自治会、豊田第9自治会、豊田第10自治会 小川第11自治会、小川第12自治会、小川第13自治会、港第14自治会
7	焼津第3自治会、焼津第4自治会、焼津第5自治会、焼津第6自治会、焼津第7自治会
8	東益津第15自治会、東益津第16自治会、東益津第17自治会



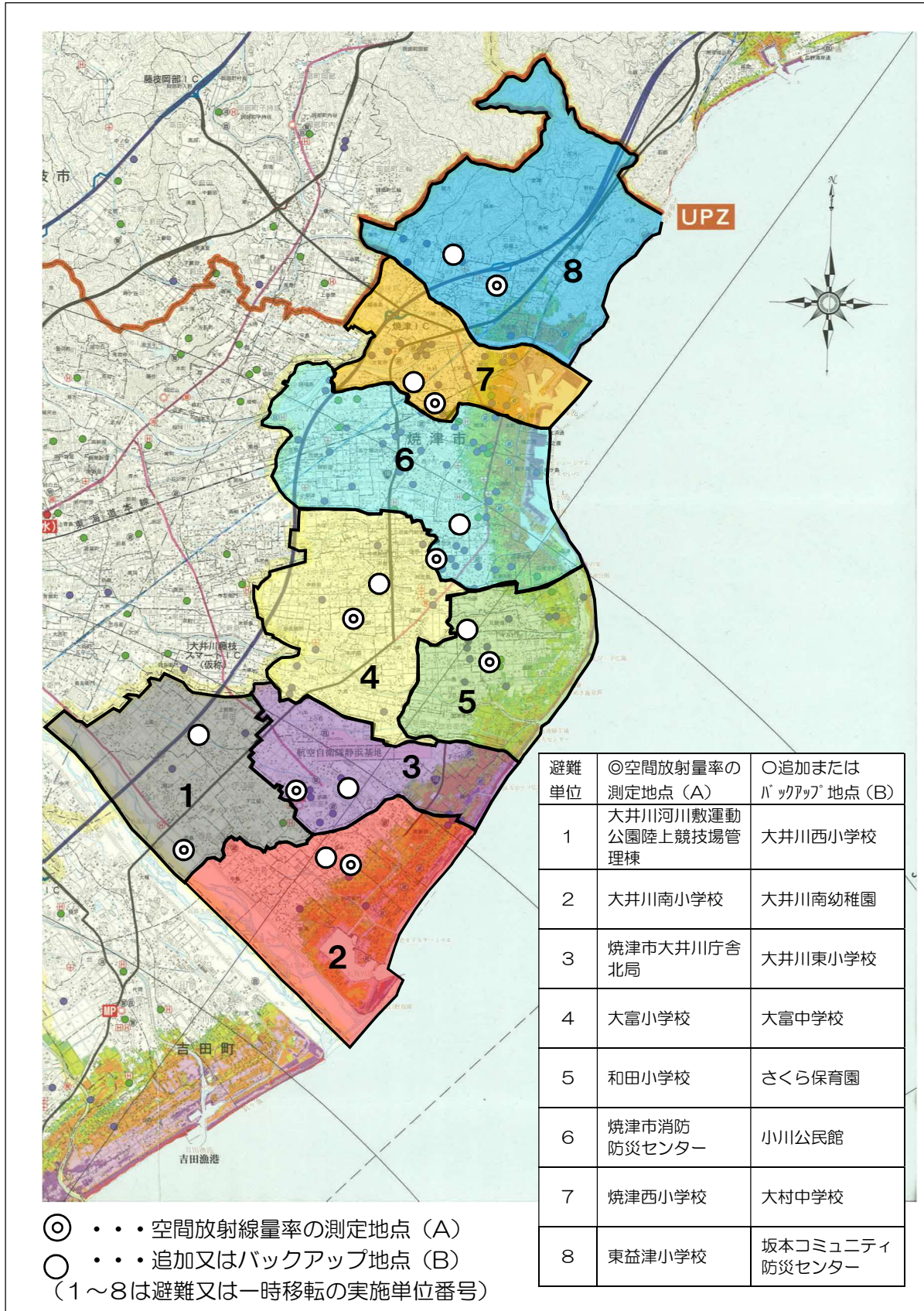


図2 避難又は一時移転の実施単位及び空間放射線量率測定地点

緊急時モニタリングを実施し、測定地点の結果に基づき避難等を実施する単位を特定する。

## (5) O I Lに基づく避難等に伴う住民等の留意事項

避難等における住民等の留意事項は下記のとおりである。

- 避難に備えて、貴重品、携帯用ラジオ、携帯電話、常用している薬、着替え、水・食糧などを準備する。
- 電気のブレーカーを落とし、ガスの元栓などを締め、窓やドアの鍵をかけて避難する。
- 避難時は、被ばくを防ぐため、長袖上着やマスク、帽子等を着用する。
- 観光客等は速やかに帰宅するか、UPZ圏外へ移動する。

## (6) 感染症流行下での防護措置

新型コロナウイルスのような感染症の流行下において、万が一、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大に因るリスクの双方から、市民の生命・健康を守ることを最優先とすることが求められる。

そのため、原子力災害時においては、緊急時対応等に基づく防護措置と、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく行動計画等に因る感染防止対策を可能な限り両立させ、感染症流行下での原子力災害対策に万全を期すこととする。

## (7) 避難等の実施体制

避難等の実施に係る関係機関の役割と情報の流れを別図2「避難等の実施に係る関係機関の役割と情報の流れ」に示す。

### 1) 原子力災害対策本部（全面緊急事態の場合。施設敷地緊急事態の場合は原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部）

官邸及び原子力規制庁に設置され、内閣総理大臣を本部長として、関係省庁から構成される。事業者からの通報や緊急時モニタリング結果に基づき、避難等を決定し、オフサイトセンターに設置される原子力災害現地対策本部を通じて、県及び市に指示がされる。

### 2) 原子力災害合同対策協議会（全面緊急事態の場合。施設敷地緊急事態の場合は現地事故対策連絡会議）

オフサイトセンターに設置され、内閣府副大臣を本部長とする原子力災害現地対策本部、県、避難元市町、事業者等から構成される。原子力災害対策本部からの避難等の指示を、県及び避難元市町に伝達するとともに、県及び避難元市町からの要請等を受け、避難経路の確保、避難手段の確保等の避難等の支援を行う。

### 3) 静岡県原子力災害対策（警戒）本部、方面本部

県庁及び県総合庁舎に設置され、知事を本部長とし、県全部局から構成される。国からの避難等の指示を受け、避難先県内市町及び避難先都県との受入れ確認や、避難する上での避難経路の確保を行う。また、避難手段の確保（輸送関係機関の要請、国への要請等）や、避難退域時検査場所の設置等を行う。

### 4) 焼津市原子力災害対策（警戒）本部

消防防災センターに設置され、市長を本部長とし、市全部局から構成される。国からの避難等の指示を受け、住民等への指示、避難誘導等を行う。

## (8) 避難等に係る広報

### 1) 住民等への情報伝達活動

(ア) 市は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の混乱や心理的動揺あるいは混乱をできるかぎり低減するため、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ分かりやすく正確に行うものとする。

(イ) 市は、住民等への情報提供にあたっては国及び県と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、あらかじめわかりやすい例文を準備するものとする。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努めるものとする。さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努めるものとする。

(ウ) 市は、周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況、(事業所等事故の状況、モニタリングの結果等)、講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供するものとする。

(エ) 市は、原子力災害合同対策協議会(オフサイトセンター内)を通じて十分に内容を確認した上で住民等に対する情報の公表、広報活動を行うものとする。その際、その内容について原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部、指定行政機関、公共機関、関係地方公共団体及び原子力事業者等と相互に連絡をとりあうものとする。

(オ) 市は、情報伝達に当たって、同報系防災無線、広報紙、自主防災組織の情報連絡網等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット、SNS等を活用し、的確な情報を提供できるように努めるものとする。

### 2) 住民等からの問い合わせに対する対応

(ア) 市は、国、県及び関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備するものとする。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行うものとする。

(イ) 市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り、安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、消防機関、都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

### 第3章 避難先

#### (1) 避難先確保の方針

- 1) 市全域を避難計画の対象として、あらかじめ避難先を定めておく。
- 2) 原子力災害が単独で発生した場合等に備え、避難先1として県内の6市町と神奈川県内に避難先を確保する。
- 3) 大規模地震等の複合災害時などで避難先1に避難できない場合に備え、避難先2として埼玉県内の市町にも避難先を確保する。
- 4) 市が定めている避難先だけでなく、UPZ圏外の親戚・知人宅及びホテル・旅館への避難についても、平時から住民等に周知する。

#### (2) 自治会毎の避難先

発電所における原子力災害の事態が進展し、放射性物質が放出された場合、OILに基づき、国が避難等の区域（避難単位）を特定し、指示が出された区域の住民等は避難等を実施する。

避難等を迅速、確実に実施するため、住民等の避難先を表6のとおり定める。

なお、神奈川県については、神奈川県が県域の総合調整を図る。

市から、県内の市町や神奈川県への避難等については、図3-1「避難先1 静岡県東部6市町及び神奈川県」及び表7-1「【避難先1 静岡県東部6市町及び神奈川県】避難単位ごとの一時集合場所、避難先と避難経由所」のとおりである。また、市から、埼玉県への避難等については、図3-2「避難先2 埼玉県」及び表7-2「【避難先2 埼玉県】避難単位ごとの一時集合場所、避難先と避難経由所」のとおりである。

表6 避難先の県、市町村

避難先1 (原子力災害が単独で発生した場合等)	避難先2 (大規模地震等の複合災害時などで避難先1に避難等ができない場合)
静岡県内(三島市、裾野市、御殿場市、小山町、熱海市、伊東市)、神奈川県(全33市町村)	埼玉県(幸手市、久喜市、加須市、羽生市、行田市、白岡市、杉戸町、蓮田市、宮代町、春日部市、松伏町、三郷市、吉川市、八潮市、草加市、戸田市、川口市、蕨市、さいたま市、越谷市)

※避難、一時移転ともに避難先は同一である。

図3-1 避難先1 静岡県東部6市町及び神奈川県



図3-2 避難先2 埼玉県

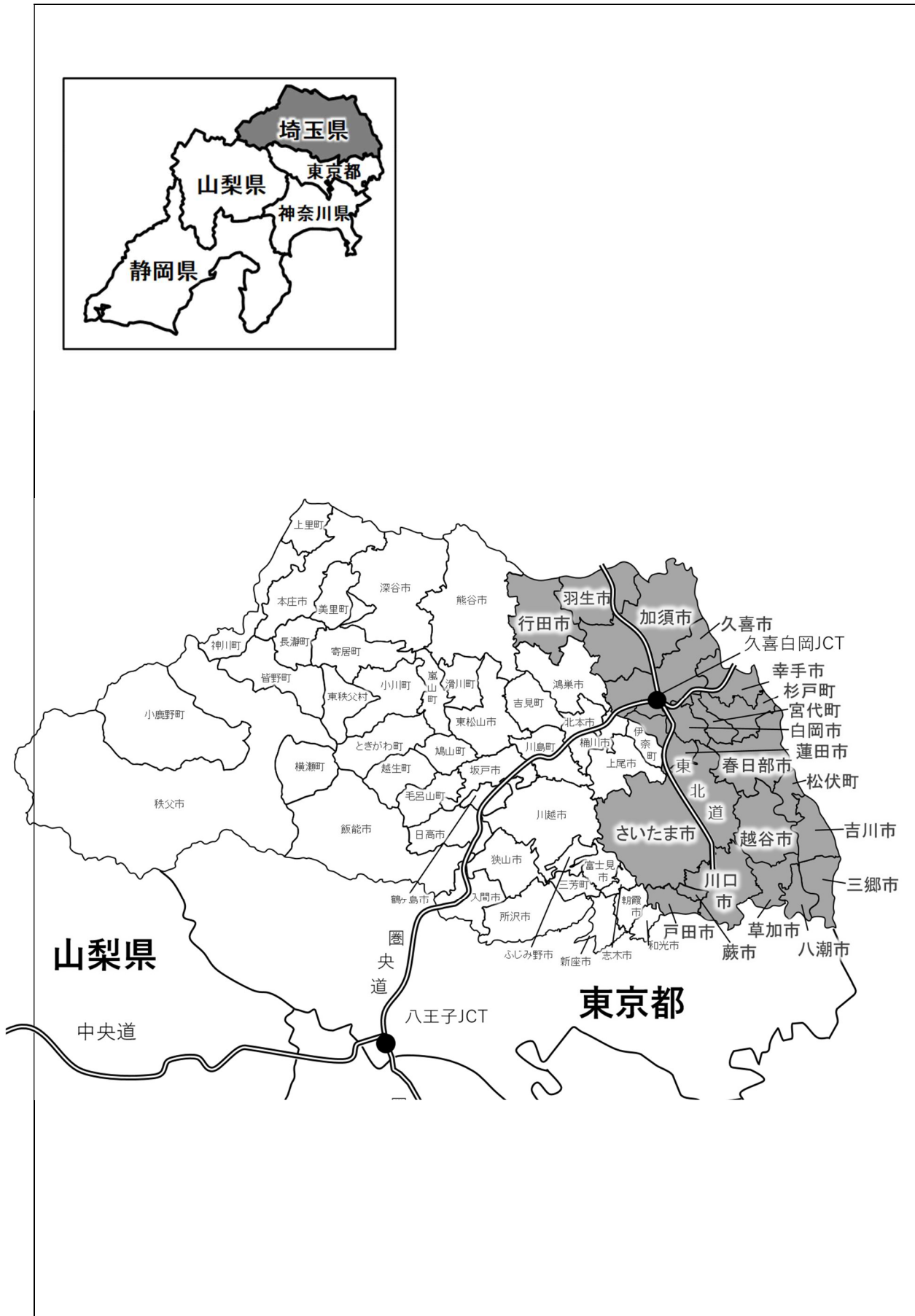


表7-1

【避難先1 静岡県東部6市町及び神奈川県】 避難単位ごとの一時集合場所、避難先と避難経由所

避難単位	地区	一時集合場所	避難退域時 検査場所	避難先	避難経由所	避難所
1	あいかわ 相川	大井川西小学校	東名日本坂 PA 東名日本平 PA 新東名藤枝 PA 新東名静岡 SA 新東名清水 PA 国道1号うぐいす PA 県工業技術研究所 (上記候補場所か ら県が開設。)	こてんぼし 御殿場市	高根ふれあい広場 (御殿場市山之尻 628)	静岡県東 部6市町 の公共施 設等 (各市町 が指定し た避難 所)
	にしじま 西島	大井川西小学校				
	かみいづみ 上泉	大井川西小学校				
	かみしんでん 上新田	大井川西小学校		おやまちょう 小山町	小山町総合文化会館 (小山町阿多野 130 番 地)	
	しちえどめ 下江留	大井川西小学校 大井川中学校				
つっじ <sup>だいら</sup> 平	大井川西小学校	あたみし 熱海市		熱海市姫の沢公園スポ ーツ広場駐車場 (熱海市伊豆山字姫の 沢 1164-1)		
なかじま 中島	大井川南小学校 大井川中学校					
りえ 利右 衛門	大井川南小学校 大井川中学校					
よしなが 吉永	大井川南小学校 大井川中学校				いとろし 伊東市	
たかしんでん 高新田	大井川南小学校					
はぶち 飯淵	大井川南小学校	みしまし 三島市		南二日町広場 (三島市南二日町 22- 10)		
かみこすぎ 上小杉	大井川東小学校					
ふじもり 藤守	大井川東小学校					
しちこすぎ 下小杉	大井川東小学校				すそのし 裾野市	
むなだか 宗高	大井川東小学校 大井川中学校					

【避難先1 静岡県東部6市町及び神奈川県】 避難単位ごとの一時集合場所、避難先と避難経由所

避難単位	地区	一時集合場所	避難退域時 検査場所	避難中継所	避難経由所	避難所
4	おおとみ 大富第18	大富小学校 大富中学校	東名日本坂 PA 東名日本平 PA 新東名藤枝 PA 新東名静岡 SA 新東名清水 PA 国道1号うぐい す PA 県工業技術研究 所 (上記候補場所 から県が開設。)	【沼津市内】 愛鷹広域公園 (足高202)  富士通(株)沼津工 場 (宮本140)  (株)明電舎沼津事 業所 (東間門字上中溝 515)	衛生看護専門 学校 (横浜市中区根岸 町2-85-2)	神奈川県が 指定する避 難所(神奈 川県が県機 関、市町村、 関係機関等 と調整し、 指定した避 難所)
	大富第20	大富中学校 大島体育館				
	大富第19	黒石小学校 大富小学校				
5	わた 和田第21	和田小学校		【三島市内】 東芝テック(株)静 岡事業所 (南町6-78)	総合防災セン ター・消防学 校 (厚木市下津古久 280)	
	和田第22	和田中学校				
	みなと 港第23	和田小学校				
6	やいづ 焼津第1	焼津西小学校 焼津中学校		【富士市内】 富士山こどもの 国(桑崎1015)  東芝キャリア(株) 富士事業所 (蓼原336)  旭化成(株)富士支 社(鮫島2-1)	県立あいかわ 公園 (愛川町半原 5423)  大磯港野積場 第2駐車場 (中郡大磯町大磯 1398-23)	
	焼津第2	焼津西小学校 焼津中学校				
	とよだ 豊田第8	焼津文化会館				
	豊田第9	豊田小学校				
	豊田第10	豊田中学校				
	こがわ 小川第11	小川中学校				
	小川第12	小川中学校				
	小川第13	小川小学校				
港第14	石津コミュニティ防災 センター					
7	焼津第3	焼津西小学校 焼津中学校	【御殿場市内】 (公)富士社会教 育センター (神場646)  (株)時之栖 (神山719)	スポーツセン ター (藤沢市善行7- 1-2)  秦野戸川公園 (秦野市堀山下 1513)		
	焼津第4	焼津西小学校 焼津中学校				
	焼津第5	焼津西小学校 焼津中学校				
	焼津第6	大村中学校				
	焼津第7	大村公民館				
8	ひがしましづ 東益津第15	東益津小学校 東益津中学校	【小山町内】 富士スピードウ エイ(株) (中日向694)	衛生研究所 (茅ヶ崎市下町屋 1-3-1)		
	東益津第16					
	東益津第17					



表7-2

【避難先2 埼玉県】 避難単位ごとの一時集合場所、避難先と避難経由所

避難単位	地区	一時集合場所	避難退域時 検査場所	避難先・避難経由所 (住所・施設名)	避難所
1	あいかわ 相川	大井川西小学校	東名日本坂 PA 東名日本平 PA 新東名藤枝 PA 新東名静岡 SA 新東名清水 PA 国道1号うぐい すPA 県工業技術研究 所 (上記候補場所 から県が開設。)	さつてし 幸手市平須賀 2380-1 市民文化体育館アスカル幸手	埼玉県内 の公共施 設等(各 市町村が 指定した 避難所)
	にしじま 西島	大井川西小学校			
	しもえどめ 下江留	大井川西小学校 大井川中学校			
	かみいすみ 上泉	大井川西小学校		くきし 久喜市江面 1616 久喜市総合運動公園	
	かみしんでん 上新田				
	だいら つつじ平				
なかしま 中島	大井川南小学校 大井川中学校			かそし 加須市上三俣 2255 加須文化・学習センター パストラルかぞ	
2	はぶち 飯洩	大井川南小学校		はにゅうし 羽生市東9丁目1-1 羽生中央公園	
	りえもん 利右衛門	大井川南小学校 大井川中学校		ぎょうだし 行田市本丸2番5号 行田市役所	
	たかしんでん 高新田	大井川南小学校		しろおかし 白岡市千駄野 345 白岡市総合運動公園	
	よしなが 吉永	大井川南小学校 大井川中学校		すぎとまち 北葛飾郡杉戸町大字大島 477-8 カルスタすぎと杉戸町生涯学習 センター	
3	むなだか 宗高	大井川東小学校 大井川中学校		はすだし 蓮田市閨戸 2343-1 蓮田市総合市民体育館パルシー	
	かみこすぎ 上小杉	大井川東小学校	みやしろまち 南埼玉郡宮代町大字和戸 1834 宮代町総合運動公園「ぐるる宮 代」		
	ふしもり 藤守	大井川東小学校	かすかべし 春日部市谷原新田 1557-1 春日部市総合体育館 「ウイング・ハット春日部」		
	しちこすぎ 下小杉	大井川東小学校	まつがしまち 北葛飾郡松伏町大字松伏 2424 松伏町役場		
4	おおとみ 大富第20	大富中学校 大島体育館	みさとし 三郷市番匠免3丁目地内 番匠免運動公園		
	大富第18	大富小学校 大富中学校	よしかわし 吉川市きよみ野1丁目1番地 吉川市役所		
	大富第19	黒石小学校 大富小学校	こしがやし 越谷市増林3-1 越谷総合公園多目的運動場		
	こがわ 小川第11	小川中学校			

【避難先2 埼玉県】 避難単位ごとの一時集合場所、避難先と避難経由所

避難単位	地区	一時集合場所	避難退域時 検査場所	避難先・避難経由所 (住所・施設名)	避難所	
5	和田第21	和田小学校	東名日本坂 PA 東名日本平 PA 新東名藤枝 PA 新東名静岡 SA 新東名清水 PA 国道1号うぐいす PA 県工業技術研究所 (上記候補場所 から県が開設。)	草加市柿木町 272-1 そうか公園	埼玉県内の 公共施設等 (各市町村 が指定した 避難所)	
	和田第22	和田中学校		八潮市中央 1-10-1 八潮メセナ(八潮市民文化 会館・勤労福祉センター) 駐車場		
	みなと 港第23	和田小学校		戸田市大字新曽 1286 戸田市スポーツセンター		
6	焼津第1	焼津西小学校 焼津中学校		川口市大字新井宿 700 番地 川口市立グリーンセンター		蕨市塚越 5-1 蕨市民公園
	豊田第9	豊田小学校				
	小川第12	小川中学校				
	小川第13	小川小学校				
	港第14	石津コミュニティ防 災センター				
	焼津第2	焼津西小学校 焼津中学校				
	とよだ 豊田第8	焼津文化会館				
7	豊田第10	豊田中学校	さいたま市桜区大字在家 591 荒川総合運動公園			
	焼津第3	焼津西小学校 焼津中学校				
	焼津第4	焼津西小学校 焼津中学校				
	焼津第5	焼津西小学校 焼津中学校				
	焼津第6	大村中学校				
8	焼津第7	大村公民館	東益津小学校 東益津中学校			
	東益津第15	東益津小学校 東益津中学校				
	東益津第16	東益津小学校 東益津中学校				
	東益津第17	東益津小学校 東益津中学校				

### (3) 避難先確認の手順

避難先確認の手順は、図4のとおりである。

避難等の際には、県が、避難先1の県内6市町及び神奈川県に受入れの確認を行ったうえ、避難等を行う。

大規模地震等の複合災害などにより、避難先1の県内6市町、神奈川県及び神奈川県33市町村が災害対策本部を設置するなど、避難等の受入れが困難な場合には、県が、避難先2の埼玉県に受入れの可否を確認のうえ、避難等を行う。

なお、県内6市町、神奈川県及び埼玉県の受入れが困難な場合には、県から原子力災害対策本部に、全国規模の受入れ支援調整を要請する。

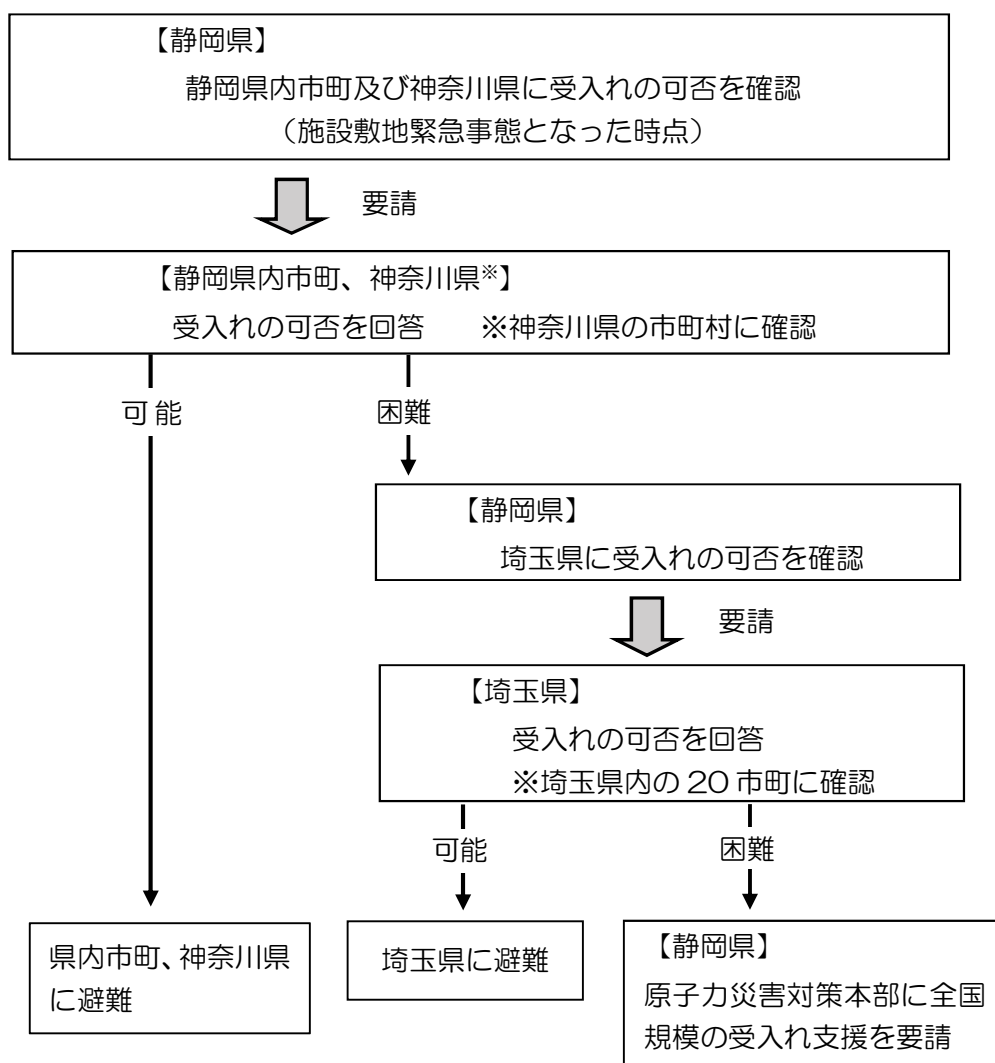


図4 避難先確認の手順

## 第4章 避難手段

### (1) 主な避難手段

避難手段は、埼玉県及び静岡県東部6市町への避難等については、原則として自家用車とする。

自家用車による避難等については、世帯単位で乗り合わせるなどにより、渋滞緩和に努める。

神奈川県への避難等については、自家用車で避難中継所に行き、バスに乗り換えて避難等を行う。

自家用車避難が困難な住民等は、一時集合場所から、バス等の避難手段により避難等を行う。

### (2) 避難手段の確保

県及び市は、国の支援を受け、県バス協会等の輸送関係機関や事業者と協議し、バス等の避難手段の確保に努め、一時集合場所等の必要な箇所へ手配する。

バス等で避難等が困難な場合や確保台数等が不足する場合は、県及び市は、自衛隊や海上保安庁へ車両、船舶、ヘリ等の派遣要請を行う。

## 第5章 避難経路

### (1) 主な避難経路

市から、県内の市町や神奈川県へ避難する上での東名、新東名高速道路等の使用を想定した主な避難経路は図5-1「避難先1 静岡県東部6市町及び神奈川県への主な避難経路」のとおりである。また、市から埼玉県への主な避難経路は図5-2「避難先2 埼玉県への主な避難経路」のとおりである。避難等の際には、道路の状況（地震等の被害、緊急交通路の指定等）を考慮し、県が、関係機関と調整の上、決定することとなる。

### (2) 一時集合場所

自家用車避難が困難な住民等は、自宅等から一時集合場所へ集まり、バス等により避難等を行う。自治会毎の一時集合場所は表7-1「【避難先1 静岡県東部6市町及び神奈川県】避難単位ごとの一時集合場所、避難先と避難経由所」及び表7-2「【避難先2 埼玉県】避難単位ごとの一時集合場所、避難先と避難経由所」のとおりである。

なお、一時集合場所については、地区の人口や集合時間等を踏まえて場所を選定する。

図5-1 避難先1 静岡県東部6市町及び神奈川県への主な避難経路

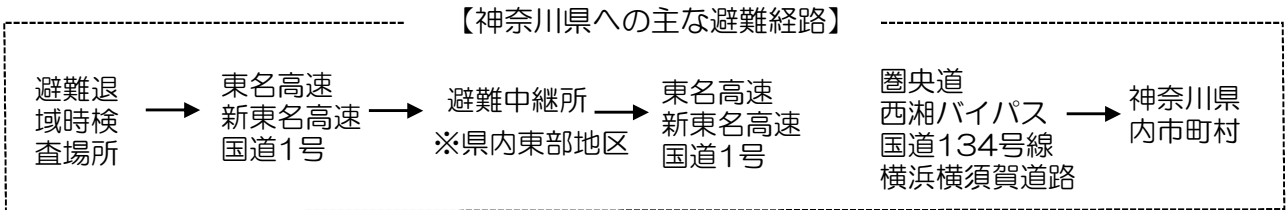
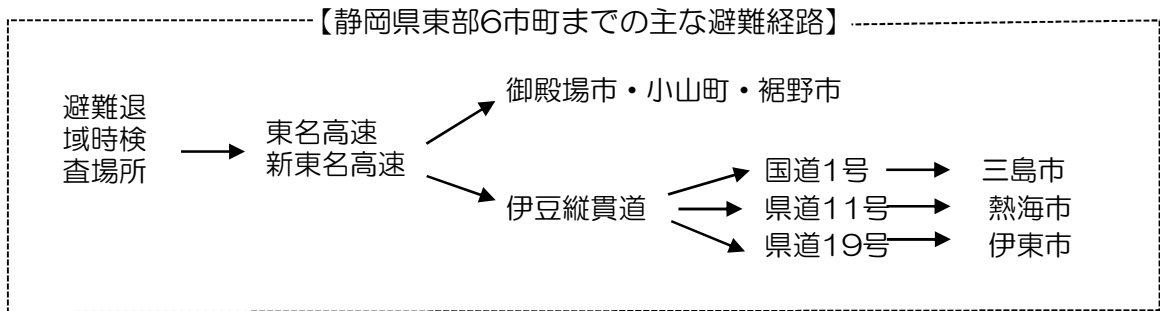
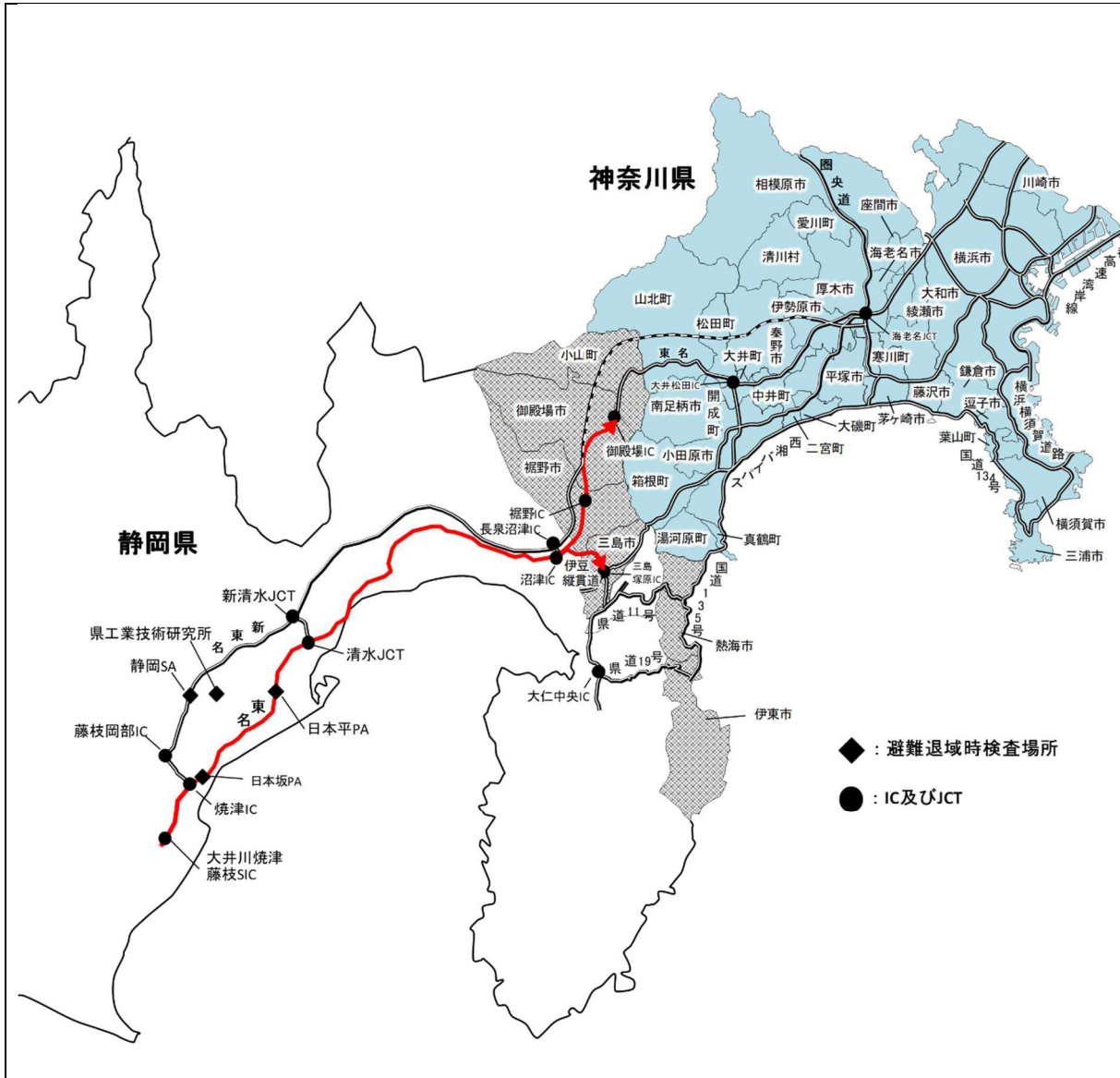


図5-2 避難先2 埼玉県への主な避難経路



【埼玉県への主な避難経路】

(経路1)

避難退域時検査場所 → 東名高速 → 中部横断道 → 中央道 → 圏央道 → 東北道 → 埼玉県内市町  
 新東名高速

(経路2)

避難退域時検査場所 → 東名高速 → 圏央道 → 東北道 → 埼玉県内市町  
 新東名高速

### (3) 避難退域時検査及び簡易除染

#### ア 実施方法

避難退域時検査とは、OILに基づく防護措置としての避難等の際に、避難や一時移転する住民等の汚染状況を確認することを目的として実施される検査である。

県は、事業者、関係機関の協力の下、原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル（原子力規制庁原子力災害対策・核物質防護課、平成29年1月30日）に準拠し、車両用ゲート型モニタ、GMサーベイメータ、体表面汚染モニタなどの測定器を使用し、汚染検査を実施する。

住民等の車両等が検査の基準値（OIL4<sup>\*</sup>）を超えた場合には、脱衣やウエス等により放射性物質を拭き取る等の簡易除染を行い、基準値を超えないことを確認する。

汚染検査又は簡易除染が終了した後、検査に適合した旨の証明書（避難退域時検査済証）を発行する。

#### ※除染を行うための基準（OIL4）

判断基準	初期設定値	防護措置
<b>OIL4</b> 不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を行うための基準	$\beta$ 線：40,000 <sup>シービーエム</sup> cpm （皮膚から数cmでの検出器の計数率）	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した住民等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。
	$\beta$ 線：13,000cpm 【1ヶ月後の値】 （皮膚から数cmでの検出器の計数率）	

#### イ 検査場所

避難退域時検査及び簡易除染は、県が定める場所（表8）で実施することとし、避難等の際に、避難対象範囲や人数、避難経路等を考慮し、避難退域時検査及び簡易除染を実施する場所（以下「検査場所」という。）を開設する。

表8 避難退域時検査及び簡易除染の実施場所の候補箇所

避難経路	候補箇所	備考
東名高速道路	日本坂PA、日本平PA	上り線のみ
新東名高速道路	藤枝PA、静岡SA、清水PA	上り線のみ
国道1号	うぐいすPA（藤枝市）、県工業技術研究所（静岡市）	
国道150号	（調整中）	



太神の中を御記入ください。  
《検査場所控》

**避難退域時検査済証**

車両番号	—
氏名	中部 太郎
住所	焼津市本町 2-16-32
検査場所	静岡サービスエリア（上り）
検査済証 交付番号	000001

検査の結果、国が定める基準値(40,000cpm)以下であることを証明する。

**静岡県原子力災害対策本部**

※検査済証交付番号、顔印、証明印の無いものは無効となります。  
※検査済証は、避難先での確認に必要となりますので、大切に保管してください。

#### (4) 避難経由所

住民等が自家用車により避難する際に、避難先の県、市町村における最初の目的地であり、住民等に避難所を案内する場所として、避難経由所を設置する。

避難経由所では、検査場所にて発行された避難退域時検査済証を所持しているかを確認する検査済証検査を実施し、住民等を市町村が開設した避難所への割振りと、避難所までの経路の案内等を行う。

運営については市が主体とするが、初動時は、主に避難先の県、市町村及び電力事業者等が開設運営を行うこととし、県及び市は、できる限り速やかに運営を引き継ぐものとする。

避難先における避難経由所は、表7-1「【避難先1 静岡県東部6市町及び神奈川県】避難単位ごとの一時集合場所、避難先と避難経由所」及び表7-2「【避難先2 埼玉県】避難単位ごとの一時集合場所、避難先と避難経由所」のとおりである。

#### (5) 避難中継所

市から神奈川県に避難等する場合において、住民等が自家用車により避難退域時検査場所を通過してから静岡県内の東部地域に、一旦、自家用車を駐車し、県等が手配したバスに乗り換える施設として、避難中継所を設置する。

避難先における避難中継所は、表7-1「【避難先1 静岡県東部6市町及び神奈川県】避難単位ごとの一時集合場所、避難先と避難経由所」のとおりである。



## (6) 避難所

住民の避難所への割振りについては、避難経由所において、コミュニティに配慮し、自治会等を単位に割振りを行う。

避難所の運営は自然災害と同様に、初動時は、主に避難先市町村が開設準備を行うとともに自主防災会等と避難先市町村が協力して運営し、順次、避難先市町村の役割を市に引き継ぐものとする。

参考：避難先に示している避難所における留意点

県は、避難先の県内市町、周辺都県・市町村に対し、避難者の受入れにあたって以下の留意点を提示している。

- ① 避難所は、原則、避難先市町村が指定する避難所とする。
- ② 原則として、学校については体育館とし、その他の公共施設（公民館等）は全施設とする。但し、その他の公共施設については、各施設の規模や管理形態等を考慮し、施設の状態に応じて避難先市町村が指定することができる。
- ③ 避難者の受入れ期間は、原則1ヶ月以内とし、それ以降は、より広範囲での移転等について県、国により調整する。
- ④ 避難所開設等の避難所運営の初動対応（3日間程度を目安）は避難先市町村で対応するものとし、できる限り速やかに避難元市である市に引き継ぐものとする。
- ⑤ 避難退域時検査及び簡易除染は、県内で行うものとする。
- ⑥ 避難所の受入れ可能人数の算定にあたっては、原則、避難先都県、避難先市町村の基準を用いるものとする。その基準が無い場合は、一人あたり3m<sup>2</sup>（最低占有面積：1.5m×2.0m＝3.0m<sup>2</sup>〈大規模地震対策「避難計画策定指針」（静岡県）より）を目安とする。
- ⑦ 食料や資機材については、原則、避難元で準備する（避難者が調達する、避難元市町が調達する等）こととし、避難先市町村であらためて備蓄をする必要はない。なお、初動対応時において、既存の備蓄等の範囲の中で避難先市町村が協力した場合や、新規調達した資機材等の費用についても、避難元で費用の負担をするものとする。（災害救助法、原子力損害の賠償に関する法律を活用）。
- ⑧ 文化施設等の指定管理者が運営する施設について、原子力損害の賠償に関する法律により、営業できない期間の営業補償等、指定管理者の損害は賠償される。

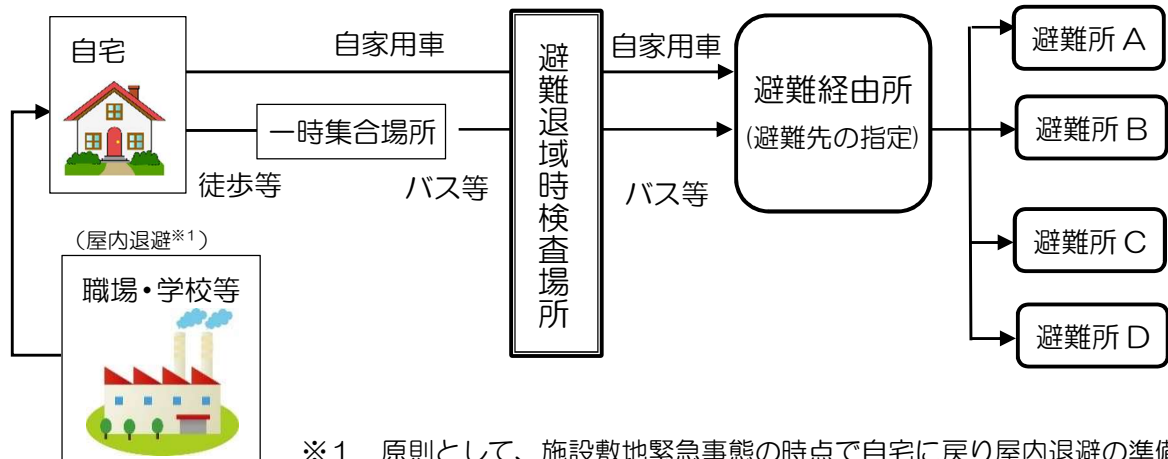
## (7) 安定ヨウ素剤の配布・服用

全面緊急事態に至った後に、発電所の状況や緊急時モニタリングの結果等に応じて、避難等の防護措置と併せて安定ヨウ素剤の配布・服用が行われる。

避難等の際、原子力規制委員会が配布及び服用の必要性を判断し、原則として国の指示に基づき、県及び市は、安定ヨウ素剤を配布し、服用するよう住民等に指示するものとする。

(8) 避難先までの流れ

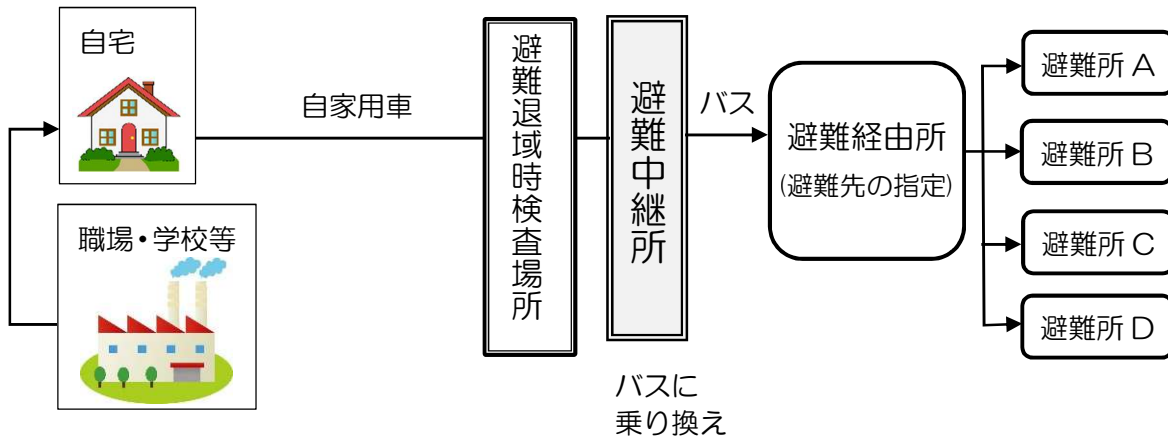
1) 静岡県東部6市町及び埼玉県へ避難する場合



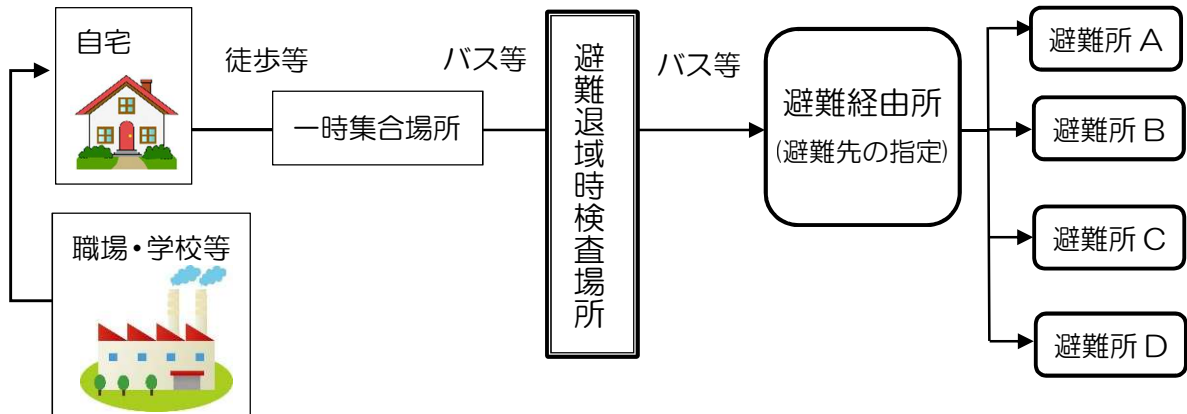
※1 原則として、施設敷地緊急事態の時点で自宅に戻り屋内退避の準備をする。

2) 神奈川県へ避難する場合

※避難中継所まで自家用車で行く場合



※自家用車で行くのが困難な場合（主に要配慮者が対象）



## 第6章 要配慮者等の避難等

### (1) 病院及び有床診療所（以下「病院等」という。）の入院患者の避難等

#### 1) 施設及び避難等の内容

病院等は、状況に応じて屋内退避を組み合わせるなど、入院患者の症例に適した避難計画をあらかじめ策定するものとする。

病院等は、表4「避難等（避難、一時移転、屋内退避）の判断基準と内容」にある全面緊急事態の際に屋内退避の指示が発出されたときには、屋内退避を実施し、入院患者の症例に適した避難手段を判断し、避難の準備を始める。

放射性物質が放出し、避難指示又は一時移転の指示が発出されたときには、適切な搬送体制が整ってから、入院患者の避難又は一時移転を実施する。

なお、搬送体制が整うまでは、屋内退避を行うものとする。

#### 2) 避難先の確保

病院等の入院患者の避難先について、当該病院等及び市は、県が提供する避難先候補病院等の情報に基づき、避難先候補病院等に受入れを要請し、避難準備を整えるものとする。

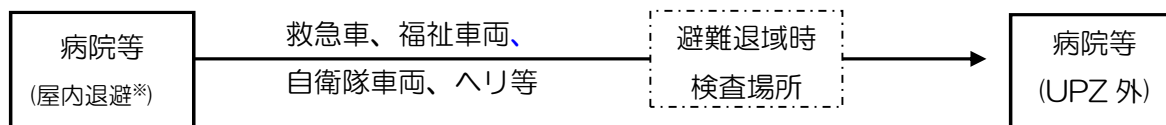
また、市は、避難を実施する段階で、当該病院等へ避難先及び避難経路等を連絡し、病院等は、準備が整い次第、避難等を行うものとする。

#### 3) 避難手段の確保

避難等を実施する病院等は、患者搬送車等、各病院等が自ら確保できる避難手段のほかは、市に要請を行い、病院等より要請を受けた市は県に要請する。

県及び市は、国及び関係機関(自衛隊、運輸事業者等)の協力を得て、バス、福祉車両、自衛隊車両やヘリコプター等の避難手段を確保し、必要な病院等へ手配するものとする。

### 【避難先までの流れ（基本例）】



※避難指示が発出されても、適切な搬送体制が整うまでは、屋内退避を行うものとする。

(2) 社会福祉施設（入所型）（以下、「入所施設」という。）の入所者の避難等

1) 施設及び避難等の内容

入所施設は、状況に応じて屋内退避を組み合わせるなど、入所者の状態に適した避難計画をあらかじめ策定するものとする。

入所施設は、表4「避難等（避難、一時移転、屋内退避）の判断基準と内容」にある全面緊急事態の際に屋内退避の指示が発出されたときには、屋内退避を実施し、入所者の状態に適した避難手段を判断し、避難準備を始める。

放射性物質が放出し、避難指示又は一時移転の指示が発出されたときには、適切な搬送体制が整ってから、入所者の避難等を実施する。

なお、適切な搬送体制が整うまでは、屋内退避を行うものとする。

2) 避難先の確保

入所施設の入所者の避難先について、当該入所施設及び市は、県が提供する避難先候補入所施設の情報に基づき、避難先候補入所施設に受入れを要請し、避難準備を整えるものとする。

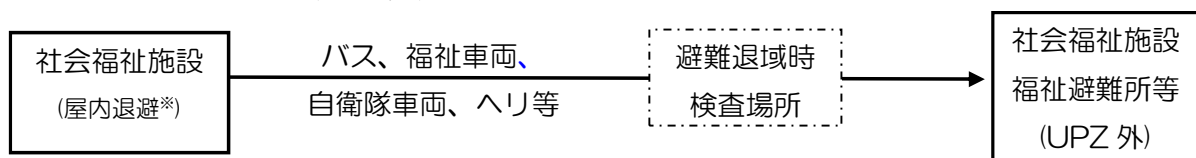
市は、避難等を実施する段階で、当該入所施設へ避難先及び避難経路等を連絡し、入所施設は、準備が整い次第、避難等を行うものとする。

3) 避難手段の確保

避難等を実施する入所施設は、福祉車両等、各施設が自ら確保できる避難手段のほかは、市に避難手段の確保を要請し、市は県へ要請する。

県及び市は、国及び関係機関（自衛隊、運輸事業者等）の協力を得て、バス、福祉車両、自衛隊車両やヘリコプター等の避難手段を確保し、必要な入所施設へ手配するものとする。

【避難先までの流れ（基本例）】



※避難指示又は一時移転の指示が発出されても、適切な搬送体制が整うまでは、屋内退避を行うものとする。

(3) 社会福祉施設（通所施設）（以下、「通所施設」という。）の利用者等の避難等（サービス提供時）

通所施設の利用者の避難等は以下のとおり行うものとする。

通所施設は、表4「避難等（避難、一時移転、屋内退避）の判断基準と内容」にある警戒事態となった時点で、利用者等の実態に応じ、必要であればサービスを中止し、家族等への引渡しを開始する。なお、引渡しが出来ない利用者等は施設に留め置き、屋内退避の準備を始める。

放射性物質が放出し、避難指示又は一時移転の指示が発出された時点で、利用者等が施設に残っている場合は、利用者等の状況により適切な搬送体制が整ってから、利用者等の避難等を実施する。その際に、家族等への引渡しは避難先で行う。

なお、搬送体制が整うまでは、屋内退避を行うものとする。

#### (4) 在宅の要配慮者の避難等

在宅の要配慮者は、表6「避難先の県、市町村」に示す避難先に、家族とともに避難することを原則とし、県及び市は、必要に応じて、避難先の資機材の整備、避難手段の確保等を行うものとする。

#### (5) 学校等の避難等（保育所等についてもこれに準じる。）

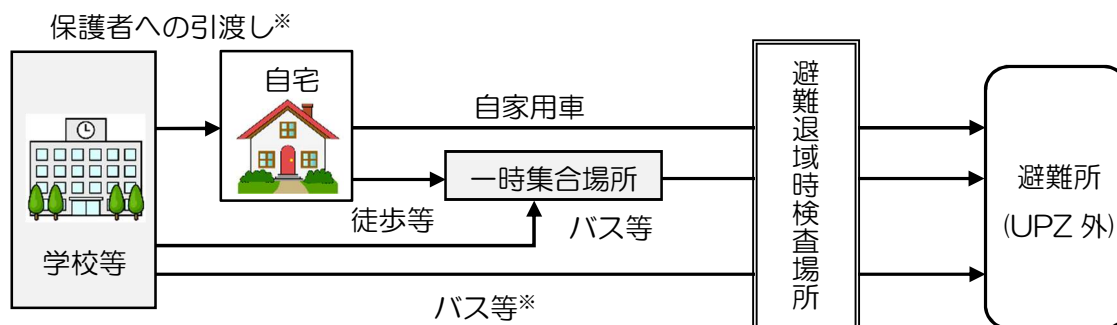
学校等は、表4「避難等（避難、一時移転、屋内退避）の判断基準と内容」にある警戒事態又は施設敷地緊急事態になった時点で教育活動を中止し、速やかに児童生徒の下校又は保護者への引渡しを開始する。下校又は保護者への引渡しが出来ない児童生徒は学校等に留め置く。

全面緊急事態となった時点で、速やかに児童生徒を屋内退避させ、校舎等の屋内で保護者への引渡しを継続する。

放射性物質が放出し、学校が所在する地区に避難指示又は一時移転の指示が出された時点で保護者へ引渡しは中断し、教職員は在校児童生徒とバス等で避難する。また、一時集合場所に指定されていない学校等の教職員と在校児童生徒は、市が指定する一時集合場所に徒歩等で移動し、バス等で避難する（バス等の確保は県が国の支援、交通関係機関の協力を受け行う。）。なお、搬送体制が整うまでは、屋内退避を行うものとする。

教職員が児童生徒を引率して避難した際、保護者への引渡しは避難先で行う。

#### 【学校等の避難フロー】



※ 保護者への引渡しを原則とするが、引渡しが出来ない場合には、市の指示によりバス等により避難するものとする（バス等の確保は県が国の支援、交通関係機関の協力を受け行う。）。

#### (6) 一時滞在者（観光客等）への対応

- 1) 県及び市は、国の支援を受け、観光客等の一時滞在者に対して、報道機関や観光関連団体等を通じて、適切に情報提供を行う。
- 2) 県及び市は、施設敷地緊急事態となった時点で、一時滞在者に対して、UPZ圏外への退避を求める。

#### (7) 外国人への配慮

市は、国及び県と連携し、外国人に対して、発電所の事故の状況、避難等の指示の情報が正確に伝わるよう、報道機関等の協力やホームページ及びSNSを活用し、適切に情報提供を行う。

## 第7章 今後の検討課題

本計画は、避難等を迅速、確実に実施できるよう、避難等の判断基準、避難先、避難経路、避難手段等について定めたものであるが、より実効性のある計画にしていくために、原子力防災訓練による検証や、国・県・関係市町・関係機関等による協議を含めさらに検討を進め、本計画への反映や関連する計画やマニュアル等の作成をしていく必要がある。

現時点、以下の検討課題があり、引き続き、検討及び関係機関との協議を進めるものとする。

### (1) 今後、避難計画へ反映していく課題

- 独居者等の家族の支援が困難な在宅の要配慮者の避難方法の具体化
- 避難経路及び避難手段の確保における関係機関との協力体制の強化（道路状況の把握、道路啓開 等）
- 津波で避難している住民の避難等についての検討
- 家畜、ペットについての検討
- 神奈川県内への避難に際し、より多くの施設を避難中継所として確保するための調整

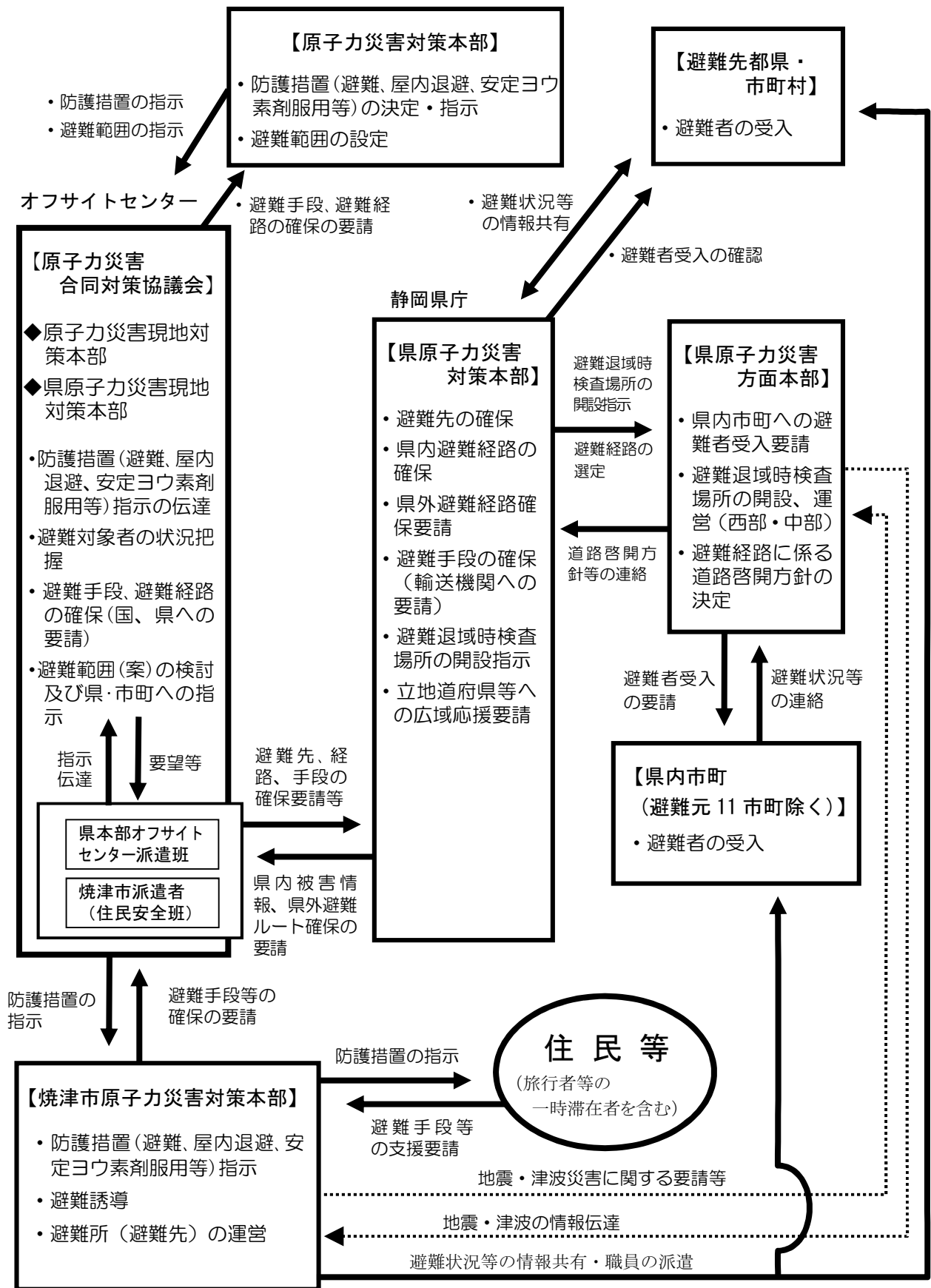
### (2) 関連する計画、マニュアル等に関する課題

- 避難先の体制構築への支援（行政機能の移転、避難所の運営、物資調達・資機材の整備、自家用車の保管、メンタルヘルスケア、避難先市町村の求償方法 等）
- 安定ヨウ素剤の緊急時における効率的な配布
- 病院、社会福祉施設、学校等の避難計画策定の支援（避難先の確保、避難手段の確保、関連スタッフのメンタルケアの検討等を含む）
- 防災業務関係者の緊急時の適切な防護措置（被ばく管理体制、資機材整備、訓練、研修等）
- 住民等への広報マニュアルの作成
- 治安の確保及び火災の予防
- 職員行動マニュアルの作成
- 市民（自主防災会、消防団を含む）行動マニュアルの作成
- 避難先市町の避難所における駐車スペース（民間施設を含む）の検討

別図1 浜岡地域原子力災害広域避難計画と関係法令、県防災計画、関係マニュアル等との関係

	法令・指針・計画	実施要領、マニュアル等	総合的 とりまとめ
国	<p>災害対策基本法 原子力災害対策特別措置法 防災基本計画 原子力災害対策編 関係省庁 防災業務計画 原子力災害対策指針</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 原子力災害対策マニュアル（原子力防災会議幹事会）</li> <li>○ 原子力緊急事態等現地対応マニュアル（浜岡オフサイトセンター）</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>浜岡地域の緊急時対応</p> <p>（内閣府、浜岡地域原子力防災協議会）</p> </div>
県	<p>静岡県地域防災計画原子力災害対策編 浜岡地域原子力災害広域避難計画 静岡県緊急時モニタリング計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 静岡県原子力災害（警戒）対策本部運営要領</li> <li>○ 避難退域時検査及び簡易除染に関する実施要領</li> <li>○ 住民説明用パンフレット「原子力防災のしおり」</li> <li>○ 安定ヨウ素剤取扱いマニュアル</li> <li>○ 緊急被ばく医療活動実施要領</li> <li>○ 学校等の避難計画策定マニュアル→A</li> <li>○ 病院の避難計画策定マニュアル→B</li> <li>○ 社会福祉施設の避難計画策定マニュアル→C</li> <li>○ 緊急時モニタリング実施要領</li> </ul>	
市	<p>焼津市地域防災計画 原子力災害対策編 焼津市原子力災害広域避難計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 焼津市原子力災害（警戒）対策本部運営要領 等</li> </ul>	
施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>→A 各学校等の避難計画</li> <li>→B 各病院の避難計画</li> <li>→C 各社会福祉施設の避難計画</li> </ul>		

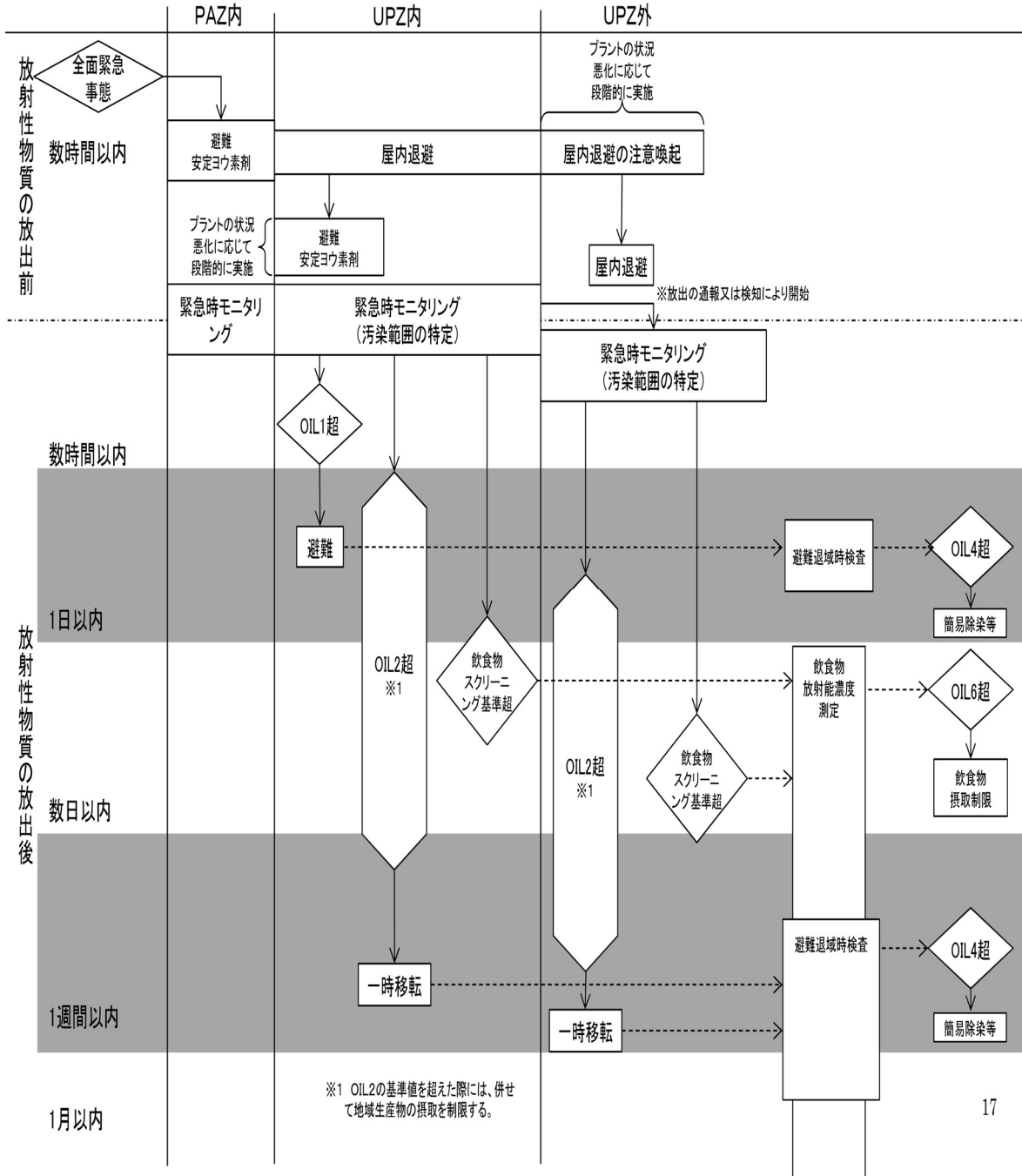
別図2 避難等の実施に係る関係機関の役割と情報の流れ





(参考1)

原子力災害対策指針における防護措置（避難等を含む）実施のフロー例



(参考2) 原子力災害対策指針における避難、一時移転、屋内退避の考え方

(避難、一時移転)

避難及び一時移転は、いずれも住民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合に採るべき防護措置であり、放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより、被ばくの低減を図るものである。

このうち、避難は、空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施するものであり、一時移転は、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるため実施するものである。避難所等については、事前にモニタリングにより汚染の状況を確認するとともに、そこに移動してきた住民等の内部被ばくの抑制や皮膚被ばくの低減等の観点から、避難退域時検査とその結果に応じて簡易除染等を行うことが必要である。

(屋内退避)

屋内退避は、住民等が比較的容易に採ることができる対策であり、放射性物質の吸入抑制や放射線を遮へいすることにより被ばくの低減を図る防護措置である。屋内退避は、避難の指示等が国等から行われるまで放射線被ばくのリスクを低減しながら待機する場合や、避難又は一時移転を実施すべきであるが、その実施が困難な場合、国及び地方公共団体の指示により行うものである。特に、病院や介護施設においては避難より屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。

具体的な屋内退避の措置は、原子力災害対策重点区域の内容に合わせて、以下のとおり講じるべきである。

- ・UPZにおいては、段階的な避難やOILに基づく防護措置を実施するまでは屋内退避を原則実施しなければならない。

(参考)

- ・PAZにおいては、全面緊急事態に至った時点で、原則として避難を実施するが、避難よりも屋内退避が優先される場合に実施する必要がある。
- ・UPZ外においては、UPZ内と同様に、事態の進展等に応じて屋内退避を行う必要がある。このため、全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行わなければならない。

上記の屋内退避の実施に当たっては、ブルームが長時間又は断続的に到来することが想定される場合には、その期間が長期にわたる可能性があり、屋内退避場所への屋外大気の流れにより被ばく低減効果が失われ、また、日常生活の維持にも困難を伴うこと等から、避難への切替えを行うことになる。特に、住民等が避難すべき区域においてやむを得ず屋内退避をしている場合には、医療品等も含めた支援物資の提供や取り残された人々の放射線防護について留意するとともに、必要な情報を絶えず提供しなければならない。

## ○用語解説

※掲載ページとは、初めて掲載されたページを示す。

(あ～ん)

安定ヨウ素剤 . . . . . 掲載ページ：P4

放射線を放出しないヨウ素をヨウ化カリウムの形で製剤したもの。

緊急時において、放射性ヨウ素が周辺環境に放出された場合、呼吸や飲食により放射性ヨウ素が体内に摂取されると、特に甲状腺に蓄積される。この「安定ヨウ素剤」を服用することで、放射性ヨウ素が甲状腺に蓄積しにくくなり、短時間で体外へ排出される。

一時移転 . . . . . 掲載ページ：P1

原子力災害が発生し、放射性物質が外部へ放出された場合に、1日以内を目途に避難を必要とする区域を特定し、1週間程度内に指定された広域避難先への避難を実施すること。

一時集合場所 . . . . . 掲載ページ：P4

原子力災害時の避難等の際、自家用車を持たない住民や、自家用車による避難が困難な方が集合し、国、県及び市が手配したバス等により避難するため市内に設けられる集合場所のこと。

屋内退避 . . . . . 掲載ページ：P1

原子力災害が発生し、放射性物質が外部へ放出された場合に、吸入による内部被ばくのリスクを可能な限り低く抑え、避難行動による危険を避けるため屋内に退避すること。

オフサイトセンター . . . . . 掲載ページ：P7

原子力緊急事態が発生した場合に、現地において、原子力災害現地対策本部、県、関係市町の災害対策本部等が情報を共有しながら連携のとれた応急措置を講じるための拠点となる施設。

なお、浜岡原子力発電所については、原子力防災センター（牧之原市坂口）が「静岡県オフサイトセンター」として指定されている。

簡易除染 . . . . . 掲載ページ：P21

避難や一時移転される方の汚染状況を確認する避難退域時検査の結果、基準値以下（OIL4以下）でないことが確認された場合、脱衣、拭き取り、流水により放射性物質を取り除くこと。

緊急時モニタリング . . . . . 掲載ページ：P5

放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に、放射線及び放射性物質に関する情報を迅速に得るために緊急に実施されるモニタリングのこと。

空間放射線量率 . . . . . 掲載ページ：P4

空間を飛び交っている放射線の単位時間あたりの量。モニタリングポストなどで、放射性物質の漏出などの異常が発生していないか監視するために、原子力施設の周辺で常時測定されている。1時間当たりの線量はSv/hを用いる。

シーベルト . . . . . 掲載ページ：P4

被ばくしたとき、放射線が人体に与えた影響の大きさを表す単位。

マイクロシーベルト ( $\mu\text{mSv}$ ) は、シーベルトの百万分の一である。

地域防災計画 . . . . . 掲載ページ：P1

災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法、防災基本計画（原子力災害対策編）及び原子力災害対策指針等に基づき、万が一の原子力発電所からの放射性物質の大量放出による災害を防止するための必要な体制を整備するとともに、原子力防災に関してとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行により住民等の安全を守るため策定する計画（本市においては「焼津市地域防災計画（原子力災害対策編）を策定済である」。

重大事故 . . . . . 掲載ページ：P2

原子力規制委員会規則で定める重大な事故とは、炉心の著しい損傷、核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体又は使用済燃料の著しい損傷のことをいう。

避難経由所 . . . . . 掲載ページ：P13

避難先市町村において、避難者を一旦受け入れ、避難所等への振り分けを行う場所であり、避難者の第一目的地となる場所のこと。（例：大規模な公園、避難先市町村役場など）

避難退域時検査 . . . . . 掲載ページ：P7

原子力災害時の避難等の際に、避難や一時移転する際に、車両や乗員等の汚染状況を確認することを目的として実施される検査のこと。避難退域時検査場所は、主として県内の原子力災害対策重点区域外の施設に設けられる。

避難単位 . . . . . 掲載ページ：P5

原子力災害時に、国が避難、一時移転等の防護措置を実施するための範囲を定めたもの。

防護措置 . . . . . 掲載ページ：P2

原子力発電所の重大事故によって放射性物質及び放射線が放出された場合などで、住民等が余計な被ばくや汚染をできるかぎり最低限に抑えるための行動をいう（原子力災害時における「避難」、「一時移転」、「屋内退避」、「安定ヨウ素剤の服用」等）。

放射性物質及び放射線の放出 . . . . . 掲載ページ：P2

クリプトンやキセノン等の放射性希ガスや揮発性の放射性ヨウ素などの放射性物質と、アルファ線やベータ線等の放射線が、原子力発電所の事故等に起因して、大気へ放出されることをいう。

(A ~ Z)

EAL (Emergency Action Level) : 緊急時活動レベル 掲載ページ : P 4

原子力災害時に、原子力施設の状態の程度によって、避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用等の防護措置を実施するために定められている判断基準のこと。

OIL (Operational Intervention Level) : 運用上の介入レベル

掲載ページ : P 4

空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の計測された値により、避難、一時移転、飲食物の摂取制限等の防護措置を実施するために定められている判断基準のこと。

PAZ (Precautionary Action Zone) 予防的防護措置を準備する区域

掲載ページ : P 2

原子力災害が発生した場合において、通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域のこと(原子力発電所から概ね半径5kmの区域)。

UPZ (Urgent Protective Action Planning Zone) 緊急防護措置を準備する区域

掲載ページ : P 2

原子力災害が発生した場合において、確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、EAL(緊急時活動レベル)、OIL(運用上の介入レベル)に基づき、緊急防護措置を準備する区域のこと。原子力災害対策指針では、原子力発電所から概ね半径30kmを目安としており、県では、浜岡原子力発電所から半径31kmの距離を目安に定めている。

## 焼津市原子力災害広域避難計画

策 定 令和4年3月  
修 正 令和6年3月  
発 行 焼津市  
防災部地域防災課

〒425-0041 静岡県焼津市石津 728-2（消防防災センター2階）  
T E L 054-623-2554  
F A X 054-625-0132  
E-mail [tiikibousai@city.yaizu.lg.jp](mailto:tiikibousai@city.yaizu.lg.jp)